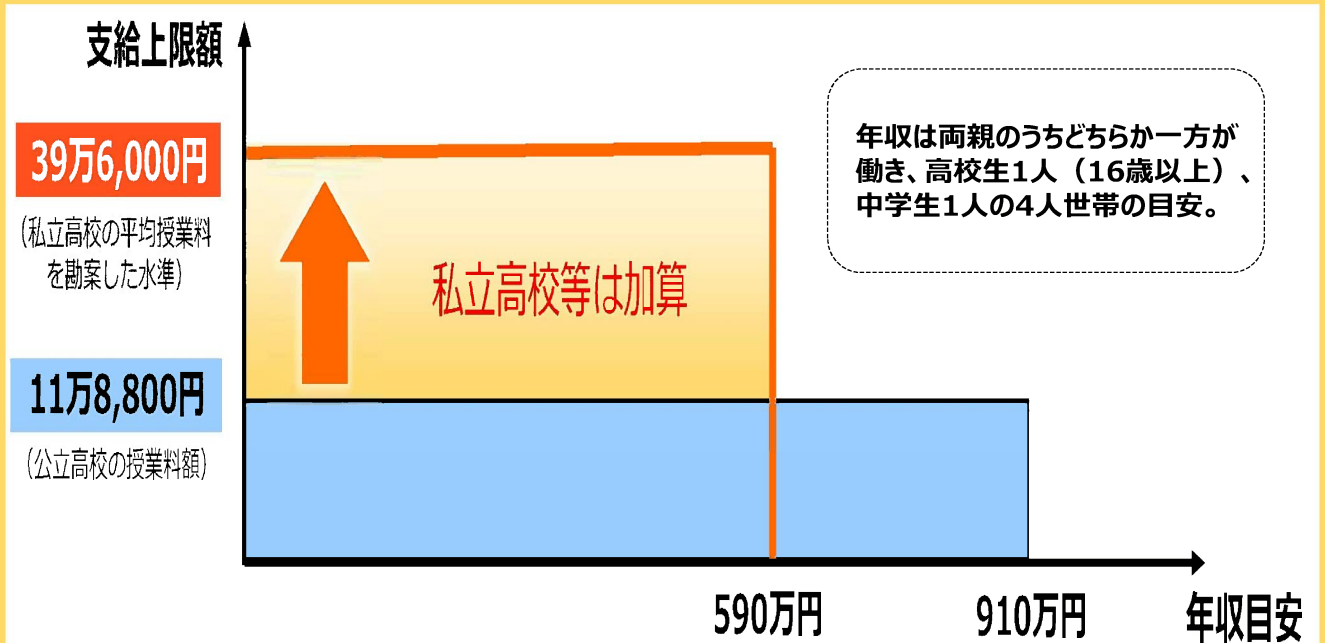


# 高等学校等就学支援金について

国公立問わず、高等学校等に通う所得等の要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を給付します（平成26年4月以降の入学者が対象）。

## <対象となる学校種>

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等・一般課程）、各種学校（国家資格者養成課程、告示指定を受けた外国人学校）、海上技術学校



※私立高校等の通信生課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は29万7,000円

※国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は23万4,600円

## 対象となる方の判定基準について

### 私立学校の場合

○次の計算式（**両親2人分の合計額**）により判定

【計算式】 **市町村民税の課税標準額×6%** - **市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **154,500円** →

支給額：最大**396,000円**

(154,500円以上)  
< **304,200円** →

支給額：118,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



## お申込みについて

### （新入生の皆さん）

**入学時の4月**など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。  
手続の際に、マイナンバーカードの写し等を提出していただくことになります。

### （在校生の皆さん）

**収入状況の届出を行う7月頃**に学校から案内があります。  
既にマイナンバーにより手続きをして、受給されている方は、マイナンバーカードの写し等の再提出は不要です（保護者に変更のある場合を除く）。